

各市町村児童福祉担当部長 様

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室長

### 緊急事態宣言の解除後における保育所等の対応について

令和 2 年 5 月 21 日に、京都府域における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、令和 2 年 5 月 23 日 0 時から京都府における緊急事態措置も解除することとしました。

については、保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の今後の対応においては、5 月 14 日付け厚生労働省通知「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」等に基づき、下記の点に留意の上対処願います。

#### 記

#### 1 保育所等の開所等について

- (1) 保育所等においては、感染の予防に留意した上で、原則として開所すること。  
ただし、地域の状況等を踏まえ、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者等に対して、市町村が園児の登園を控えるよう協力を依頼することができる。
- (2) 子どもや職員等が患した場合や、地域で感染が拡大した場合で保育等の提供が困難なときは、臨時休業を検討すること。  
なお、臨時休業する場合は、必ず京都府に事前相談すること。

(1)(2)いずれの場合も、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が必要な場合の対応について、十分検討すること。

#### 2 保育所等における感染予防について

- (1) 保育所等においては、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があることから、国通知やガイドライン等を参考に、マスクの着用、手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒、定期的な換気等の感染予防に取り組むこと。

#### 【参考】

- ・保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>
- ・京都府の「感染拡大予防ガイドライン（例）」（標準的対策）  
[https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/kansenkakudaiyobou\\_guideline\\_rei.pdf](https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/kansenkakudaiyobou_guideline_rei.pdf)

- ・「新しい生活様式」の実践例  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・令和2年5月14日付け国事務連絡「保育所における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第四報）」
- ・令和2年5月14日付け国事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」

(2) 保育所等や地域子ども・子育て支援事業に係り、感染予防を図るために必要なマスクや消毒液に購入等については、国の令和2年度補正予算においても、市町村が購入等に必要な経費の補助が措置されているところであり、以下対象事施設や事業においては、積極的に活用されたい。

対 象	基準額		補助割合	国庫補助金名
保育所、地域型保育事業所、幼保連携認定こども園、認可外保育施設	1 施設	上限 50 万円  (令和元年度からの合計)	国 10/10	保育対策総合支援事業費補助金  子ども・子育て支援交付金
放課後児童健全育成事業	1 支援単位			
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	1 市町村当たり			
延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業	1 か所当たり			

(3) その他、人との接触を減らす観点から、子どもの登園・通所時間を可能限り分散させることや、イベントの参加に際して参加人数を抑えることや参加者間のスペースを確保する等の対応も検討すること。

### 3 保育所等が臨時休業した場合の「利用者負担額」等の取り扱いについて

令和2年5月15日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休業した場合の「利用者負担額」等の取り扱いについて」のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症による休園等により保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定こどもの利用者負担額は日割り計算すること。

なお、登園自粛の際は、市町村からの要請・同意が必要であり、市町村から登園自粛要請を行わない場合に、市町村の要請があるように捉えうる案内等が施設からなされないようにすること。

保育・子育て支援担当  
TEL 075-414-4591  
Email kodomo@pref.kyoto.lg.jp